

## 令和7年度第1回百貨店、総合スーパー専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和7年8月26日（火） 13時30分～15時20分

2 場 所 山口地方合同庁舎1号館1階共用第二会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
劳働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

### 4 議 題

- (1) 部会長、部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金について
- (3) 改正決定の必要性の審議について
- (4) その他

### 5 議事要旨

- (1) 部会長に神保委員、部会長代理に小林委員が選出された。
- (2) 審議の公開について諮り、「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、昨年度までと同様、非公開とすることが適当とされた。
- (3) 7月14日開催の第443回山口地方最低賃金審議会において、全会一致の場合のみ審議会令第6条第5項を適用することで了承を得ていることを確認した。
- (4) 事務局から、特賃制度の説明（申出最低協約金額を超えないことを含む）を行い、また特定最低賃金審議の具体的フロー図を用いて、昨年度からの諮問の経緯及び今年度の必要性審議の流れについて説明した。
- (5) 事務局から各種経済指標資料及び基礎調査結果について説明した。
- (6) 労使代表委員からそれぞれ改正の必要性について現状及び基本方針が述べられた。労働者側委員からは「産業発展の担保としたく、当該産業労使

の社会的責任として特定最賃に反映させ、産業全体の魅力向上に努めなければならないと考える。申出要件は満たしており、また地賃の答申はされているがまだ決定しているものでもない。金額審議であれば労使で乖離があるのは承知であるが、産業を魅力的にしたいことについては共通認識だと考えている。以上から最賃の引上げが必要であり、必要性なしは受け入れがたい」と主張があり、使用者側委員からは「特定最賃の制度趣旨というものは理解しているが、地賃が毎年高く引き上げられ、百貨店、総合スーパーの特賃の改正の必要性についても、改めて考えざるを得ない。また、労使の話し合いで結ばれた労働協約は尊重すべきであり、事務局の説明どおり、最低協約金額1,020円を上回る改正はできないと考える。地賃はまだ決定ではないと言いつつも地賃答申は高い水準の1,043円であり、法律上1,044円以上の改正が必要であることからすると、そもそも改正できるものがないと考える。そのため、今回は改正の必要性はないと考える。」との主張となされた。

- (7) 労使による個別協議後も双方の主張に変わりはなく平行線をたどり、使用者側委員から「数字は明らかであり、改正の必要性なしとする以上のものはない。」との主張があり、全会一致に至らなかった。
- (8) 以上により、「必要性有りとの結論に達し得なかった」として専門部会報告が作成され承認された。9月4日開催の本審において、報告、審議、答申が行われることについて確認が行われ、閉会となった。